

6/1日  
施行

# 「牛久市太陽光発電設備の適正な設置 および管理に関する条例」が施行されます

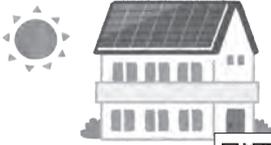
市では、施設の設置をめぐるトラブルや寿命を過ぎた太陽光パネルの廃棄問題等を背景に、議員提出議案により「牛久市太陽光発電設備の適正な設置および管理に関する条例」が公布されました。これにより、一定規模以上の太陽光発電設備を設置する場合は、住民および行政区長への説明が義務付けされます。

## 対象施設

**発電出力(送電出力)が50キロワット以上もしくは  
事業区域が1000平方メートル以上(建築物に付属する太陽光パネルは対象外です)**

## 協議

**設置事業の工事に着手しようとする日の60日前までに、牛久市に提出および  
協議しなければなりません。協議が終了するまで、工事の着手はできません。**

協議対象	協議対象外
《例》・野立て ・営農型タイプ など独立設置しているもの 	《例》・(建築物)屋根 ・(付属物)カーポート などに設置されるもの 

【問い合わせ】建築住宅課 ☎内線2561、2562

詳細は市ホームページをご覧ください▶



## 地域包括支援センターだより ささエール Vol.25

〽️悩みごとがある方は、お気軽にご相談ください!〽️

地域包括支援センターとは、高齢者の方々が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から支援する総合相談窓口です。

### 介護サービスを受けるには 利用の相談から「要介護認定」の申請・認定の流れ

#### ① まずは利用の相談

介護サービスや介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業など、どんなサービスを利用するか相談します。  
【相談先】高齢福祉課窓口、地域包括支援センター窓口

#### ② 要介護認定の申請

【要介護認定を申請できる人】

- ・65歳以上の人
- ・40～64歳の人で特定疾病※が原因となっている人

※特定疾病…加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を起こす疾病。

【申請場所】高齢福祉課窓口

#### ③ 認定調査～判定

申請をすると、認定調査員が自宅などを訪問して心身の状態を聞き取る認定調査が行われ、併せて市から主治医に意見書の作成を依頼します。その後、認定調査票と主治医の意見書をもとに公平な審査・判定が行われます。

#### ④ 認定(申請から1カ月ほどかかります)

介護や支援が必要な度合いによって「要介護度」(要介護1～5、要支援1～2)が決まります。要介護度によって利用できるサービスなどが異なります。また、要介護認定には該当しないと判定されたときには、「非該当」となります。

要介護認定に該当しない人向けの、介護予防のためのサービスもあります。日常生活に支援が必要になったり、認知症の疑いがあるなど、日常生活がこれまでのように過ごせないと感じたときは、まずは地域包括支援センターへご相談ください。

詳しくは市ホームページへ▶



ご相談は  
こちら

牛久市地域包括支援センター

☎878-5050 FAX 871-0540

牛久市中央3-15-1市役所分庁舎内 牛久市社会福祉協議会

牛久市地域包括支援センター博慈園

☎871-5110 FAX 871-0606

牛久市女化町253-2 社会福祉法人博慈会